b17　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

b18　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第1号及び第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

b19　平成31年改正前地方税法附則第12条の2第2項第4号ロ、第12条の2の2第2項第1号ロ、第4項第1号ロ、第6項第1号ロ並びに第8項第1号ロのいずれにも該当しない車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック（以下「その他のバス又はトラック」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

b20　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第1項第4号及び第5号ロ、第2項第1号及び第2号ロ、第3項第1号及び第2号ロ、第4項第1号及び第2号ロ並びに第5項第1号及び第2号ロのいずれにも該当しない車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック（以下「その他のバス又はトラック（中古車）」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

b21　その他のバス又はトラックのうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

b22　その他のバス又はトラック（中古車）のうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

C　次の算式により算定した額

算式

（c1 ＋ c2 × 0.02）＋（c3 ＋ c4 × 0.02）

c2 × 0.02、c4 × 0.02に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c1　平成31年改正前地方税法附則第12条の2第2項第1号、第2号、第4号イ、同号ロ及び第5号、同法第12条の2の2第2項第1号イ、同号ロ及び第2号、同条第4項第1号イ、同号ロ及び第2号、同条第6項第1号イ、同号ロ及び第2号、同条第8項第1号イ、同号ロ及び第2号、その他の乗用車並びにその他のバス又はトラックいずれにも該当しない軽自動車（以下「その他軽自動車」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額